

## 新車の性能や燃費等の表示に関する問題点及び表示を行う際の留意点について

当協議会は、会員事業者が新聞広告において行った以下のような表示が、自動車公正競争規約（第5条第4号、第7条第2号）に違反するため、規約違反措置基準に基づき「警告」の措置を採りました。会員各社におかれましては、規約を遵守し、同様の違反を行うことのないようご注意下さい。

### 【問題となった表示】

**無給油で、▲▲県から◆◆県まで<sup>\*1</sup>**  
**満タン（■■ℓ）で●●●●●kmを走破<sup>\*1</sup>**  
**コートリGは、□□.□km/ℓ（JC08モード）の燃料消費率を達成<sup>\*2</sup>**

**コートリ G**




PHOTO : G

※1自動車雑誌『×××××』が航続距離を調査する実験を行い、▲▲県—◆◆県間を無給油で走行できることを実証しました。詳細は『×××××』をご覧ください。※2燃料消費率（JC08モード走行 国土交通省審査値）は、定められた試験条件での値です。実際の走行時の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて、燃料消費率は異なります。

### 問題点

- ①自動車雑誌社が行った実験結果を基にした「無給油で▲▲県から◆◆県まで」、「満タン（■■ℓ）で●●●●●kmを走破」との表示は、一般的に誰でもそのとおりに走行できるかのように誤認されるおそれがある。
- ②当該車両の燃費値（JC08モード）に関する付記説明（同数値は定められた試験条件での数値であり、走行条件等により異なる旨）が明瞭に表示されていない。

### 表示のポイント

- ①公的第三者以外の機関による燃費テスト結果については、そのテスト方法等がそれぞれ異なり客観性が保てないため、表示しないこと。
- ②燃料消費率を表示する場合は、公式テスト値（JC08モード燃費）又は公的第三者によるテスト値を表示し、かつ、「同テスト値である旨」及び「一定の試験条件での数値であり、実際の数値は走行条件により異なる旨」の付記説明を燃費表示との関連が明確になるよう、かつ、明瞭に表示すること。

燃費表示に関する留意点は[こちら](#)をご参照下さい。

[http://www.aftc.or.jp/pdf/aftc\\_info/aftcinfo\\_201106.pdf](http://www.aftc.or.jp/pdf/aftc_info/aftcinfo_201106.pdf)

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで [info@aftc.or.jp](mailto:info@aftc.or.jp)  
 TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112